

## 新規収載項目のご案内

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、「保医発0628第1号」厚生労働省保険局医療課長通知により、下記検査項目につきまして、検査方法が追加されましたのでご案内申し上げます。

敬白

記

### ■検査方法が追加された検査項目

		「保医発0628第1号」		適用日 令和元年7月1日
検査項目名	実施料	判断料	診療報酬点数表区分	備考
25-ヒドロキシ ビタミンD [CLIA法又は CLEIA法]	117点	生化学的 検査(I) 144点	「D007-30」 血液化学検査	原発性骨粗鬆症の患者に対して、ECLIA法、CLIA法又はCLEIA法により25-ヒドロキシビタミンDを測定した場合は、骨粗鬆症の薬剤治療方針の選択時に1回に限り、区分番号「D007」血液化学検査の「30」心筋トロポニンI、KL-6の所定点数を準用して算定する。なお、本検査を実施する場合は関連学会が定める実施方針を遵守すること。

※ 下線部が追加されました。

※ 現時点では、ECLIA法にて検査を受託しております。

ご不明な点等ございましたら貴院担当もしくは当社インフォメーションまでお申し付けください。